

第6号議案

一般社団法人 日本舞台美術家協会 弔慰基準 (案)

1 目的

本基準は、会員の逝去がその遺族または各支部会員から申し出られた場合または以下1項(2)号に該当する団体等の代表者の訃報に応じて、弔慰の品(供花等)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象の会員

- (1) 一般社団法人 日本舞台美術家協会 名誉会員・理事
- (2) 本協会と深交の団体または組織の代表者

3 弔慰の品

- (1) 供花 1基 15,000円程度とする。ただし、消費税等額はその時点での税率で別途算出し合算する。
- (2) 弔電 1通 一般的弔電台紙を用い一般的弔文字数で4,000円以内とする。ただし、消費税等額はその時点での税率で別途算出し合算する。
- (3) 本項(1)号および(2)号の両品または(1)号もしくは(2)号の1品を実施するかは、代表理事および副代表理事ならびに総務事務局長とでその都度協議し決定する。

4 送り主または発信者

一般社団法人 日本舞台美術家協会 代表理事 名前
会員一同

補則

- 1 本則第3項(1)号および(2)号については、遺族または本人生前の意向を考慮して実施する。
- 2 本則第2項以外の会員に対する弔慰においては、各支部運営委員会で判断し実施する。ただし、その場合の経費支出は、各支部の支部運営費の範疇で本基準を参考にして行う。

附則

本基準は、令和4年 月 日から施行する。